社保研究部だより

２０２０年改定　材料告示

金パラ引き上げも今だ逆ザヤ

厚労省は２０２０年度診療報酬改定の材料を告示し、補綴関連の点数が確定した。４月１日から変更される。

金パラ引き上がるも、実態と未だ乖離

歯科鋳造用の金銀パラジウム合金は１㌘１６７５円が４０８円引き上げられ２０８３円になる。

ニッケルクロムが３月末で廃止されるため、前歯と小臼歯に対する歯冠修復が、金パラだけになる。インレー単純の前・小臼歯は33点増の３６０点、インレー複雑の前・小臼歯は66点増の６２３点、４分の３冠は82点増の７８９点、５分の４冠の小臼歯は82点増の７２９点、ＦＭＣの小臼歯は１０３点増の９７９点、前装金属冠の前・小臼歯は１２８点増の１８２８点にそれぞれ引き上げられる。

抜本的な解決されず

金パラの価格が高騰を続け、逆ザヤが歯科医院の経営を圧迫している。厚生労働省が１月に実施した、診療報酬改定の基となる「令和２年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理」への意見募集では、約６００件の意見が寄せられ、半数が歯科医師で占めた。特に、金パラの逆ザヤ解消を求める声が２４６件にのぼった。中医協は、「歯科技工料調査の結果を踏まえ、歯冠修復及び欠損補綴等の評価を見直す」としていたが、歯科用貴金属の材料価格の改定は、２年に一度の診療報酬改定と、変動幅プラスマイナス５％を超えた場合のみ行われる、６カ月ごと（10月と４月）の随時改定のルールに変更はなく、今改定では抜本的な解決はされないままである。これでは、金パラでの歯冠修復をさけ、本来望ましい治療が困難になる恐れがある。

◇

協会は材料価格を反映した『歯科点数表２０２０年４月版』を３月下旬に発行する。会員には１冊無料で届ける。

診療報酬改定の概要Q&A

３月５日厚生労働省が「令和２年度診療報酬改定の概要」について説明した。Q&Aを抜粋して紹介する（一部編集を加えている）。

金パラ関連点数

		改定前	改定後	増減
インレー単純	大臼歯	391	440	＋49
	前・小臼	327	360	＋33
インレー複雑	大臼歯	656	747	＋91
	前・小臼	557	623	＋66
４分の３冠	前　歯	707	789	＋82
５分の４冠	大臼歯	778	893	＋115
	小臼歯	647	729	＋82
FMC	大臼歯	1044	1187	＋143
	小臼歯	876	979	＋103
前装金属冠	前・小臼	1700	1828	＋128
ポンティック	鋳造・大	1113	1278	＋165
	鋳造・小	945	1070	＋125
	前装・前	1588	1687	＋99
	前装・小	1145	1270	＋125
	前装・大	1163	1338	＋175
双歯鉤	大大・大小	789	926	＋137
	犬小・小小	670	779	＋109
二腕鉤	大臼歯	601	694	＋93
	小臼・犬歯	552	634	＋82
	前　歯	528	605	＋77
コンビネーション鉤	大臼歯	462	507	＋45
	小臼・犬歯	438	477	＋39
	前　歯	426	463	＋37
鋳造バー		1320	1536	＋216

告示価格は2,083円/ｇ（2020年４月）

歯科初診料及び歯科再診料

Q　歯科外来診療における院内感染防止対策に係る職員研修を行っていることとあるが、関係職員が適切な研修を院外で受講している場合は、基準を満たすか。

A　満たす。

Q　前記の質問で院内研修でよい場合、歯科医師が講師で研修を行えばよいのか。それとも外部の講師が必要となるか。

A　院内の歯科医師で可。

Q　職員研修は非常勤職員や事務職員も含め、全員の受講が必要となるのか。

A　常勤非常勤にかかわらず、診療室で診療補助、医療材料等の準備、器具等洗浄・滅菌等に従事する者。

Q　研修内容については、どのようなものか。

A　様式２―７に院内感染防止対策の研修のテーマの例を示しているので、参考にされたい（図１）。

Q　職員研修は今回の改定で新設されるものであるが、その取扱いはどうなるのか。

A　職員研修に係る施設基準は、届出ではなく７月報告とすることとしている。なお、現在注１の届出を行っている医療機関は７月報告までの間は本規定を満たしているものと見なすこととしている。

図１（様式２の７　歯科点数表の初診料の注１の施設基準に係る報告書（７月報告）抜粋）

４　当該保険医療機関における院内研修の実施状況（該当する□に「✓」を記入）
□　受講すべき職員がいない（雇用している職員がいない場合を含む）
□　職員に対する院内研修を実施した（実施内容等を下表に記入。複数選択可。）

方法	□院内研修を実施		□院外研修を受講
内容	□標準予防策	□環境整備	□医療機器の洗浄・消毒・滅菌
	□手指衛生	□職業感染防止	□感染廃棄物の処理
	□その他（　　）		

歯科疾患管理料の長期管理加算について

Q　算定要件の「初診日の属する月から起算して２月以内に１回目に１回限り算定する」という文言が削除されたが、この理由で１回目の歯科疾患管理料が算定できなく６ケ月以上継続的に管理しているような場合、４月以降は歯科疾患管理料を算定し、引き続き継続管理は可能か。

A　４月以降、歯科疾患管理料及び長期管理加算を算定可能。

Q　初診月から６月を超えた後は、歯科疾患管理料を算定する度に、毎回１００点（あるいは１２０点）を加算できるということですか。それとも、６月を超えた後の最初の歯科疾患管理料の算定日に加算し、その後６月ごとに１回加算できるということですか。

A　（前半）その通りです。

支払基金審査提供事例

2020年２月26日に支払基金が下記の審査提供事例を示した。算定項目の先頭の番号は、これまで提供された事例の連番を表している。

61　歯髄保護処置②

○取扱い

原則として、非う蝕性の実質欠損に対して「Ｉ001歯髄保護処置　２　直接歯髄保護処置」又は「Ｉ001歯髄保護処置　３　間接歯髄保護処置」の算定を認める。

○取扱いを定めた理由

非う蝕性の実質欠損であっても、外的刺激等によって歯髄に炎症を引き起こし、疼痛等が発現することがあり、この場合において、歯髄保護を目的として直接歯髄保護処置又は間接歯髄保護処置が必要となる場合がある。

「か強診」・「歯援診」再届出、３月31日まで「歯援診」要件を満たさない場合は、注13の届出を

2018年３月以前にか強診・歯援診を届け出た医院は、2018年４月以降の要件を満たし、2020年３月末までに再度の届出をしなければ2020年４月からか強診・歯援診にかかる諸点数が算定できなくなる。変更となった、研修受講（感染症拡大の影響で予定していた研修が中止になった場合もその旨（中止の証明）を添える）や算定実績などの要件を満たしている医院は、再度の届出をお忘れなく。

2020年３月末で歯援診の新たな要件を満たさず、届出を辞退する場合で、引き続き、４月以降も訪問診療料を算定する医療機関は、「歯科訪問診療料の注13に規定する基準の施設基準に係る届出」を３月中に届出の必要がある。届出なければ、初診料・再診料の点数を算定する。

厚生労働大臣へ要望

新型コロナウイルス

周知できない診療報酬改定延期を求める

２月27日協会（医科・高本理事長、歯科・小澤理事長）は、「新型コロナウイルス感染への対応に伴う診療報酬改定実施日の延期及び柔軟な対応を求める緊急要望書」を厚生労働大臣に提出した。

２０２０年度診療報酬改定は、４月１日から適用される。感染拡大している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厚生局が実施する集団指導（新点数の説明会）の中止を決めている。協会の新点数説明会・地区点数説明会もやむなく中止を決めた。新点数の周知が図れない状況のもと診療報酬の延期を求め要望書を提出した。要望では、令和２年度診療報酬改定実施日（適用日）について、延期を求め、延期しないのであれば少なくとも以下の事項の柔軟な対応を求めている。①施設基準の届出については、９月30日までに届け出れば、４月１日に遡って適用すること。また、３月末で経過措置の期限を迎える届出については、９月30日まで経過措置期間を延長すること。②新点数にかかわる点数表解釈の誤りについては、当面、審査支払機関での柔軟な対応をおこなうこと――を求めている。特に「か強診」と「歯援診」は、２０２０年３月31日まで猶予期間が設けられ、再度の届出が迫られている。しかし、再届出には研修の修了が求められており、予定していた研修会が開催されない可能性なども勘案して、対応を求めるものである。